

## 消防庁における新型インフルエンザ対策の取組

平成20年9月18日  
消 防 庁

### 1 消防庁新型インフルエンザ対策本部設置

新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、消防庁新型インフルエンザ対策本部を消防庁長官を本部長として設置。新型インフルエンザが発生した段階で、消防庁長官を長とした新型インフルエンザ緊急対策本部を設置する。

### 2 感染防護資器材の整備

○ 市町村消防本部が、救急搬送される可能性のある新型インフルエンザ傷病者に対応できる感染防護資器材を整備するため、平成19年度、平成20年度に地方交付税措置済み。

○ 平成20年度当初予算で、封じ込め対応を念頭に置いた感染防止対策として、4大空港周辺の消防本部に感染防護資器材を整備措置済み。また、全国的に、他地域への感染拡大を防止するために、初動時の対応において最低限必要な感染防護資器材配備すべく、平成20年度補正予算及び平成21年度予算要求中。

### 3 消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練の実施

神奈川県、川崎市等の協力を得て、消防機関を中心とした対応体制の的確な確立を目指し、平成20年5月21日（水）に訓練を実施。

### 4 新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定

○ 消防機関において業務継続計画を策定できるよう、「新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務継続計画ガイドライン」を今年中に発出すべく検討会を実施。

○ 消防機関における新型インフルエンザ対策検討委員会における報告（中間とりまとめ）に基づき、消防機関が業務継続計画を策定するにあたっての準備・検討を推進するよう、平成20年9月16日に通知済み。



消防救 191号  
平成20年9月16日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急企画室長



「消防機関における新型インフルエンザ対策検討委員会報告書  
(中間とりまとめ)」について

新型インフルエンザ対策については、感染防護資器材の整備に必要な経費について、平成19年度から普通交付税(救急業務費)の中で措置し、平成20年度においては救急搬送される可能性のある新型インフルエンザ傷病者に対応できる感染防護資器材を1年度において確保することが出来るよう増額し、体制の強化に努めていただいているところです(平成20年1月25日付救急企画室長内かん参照)。

現在、消防庁では、新型インフルエンザの発生に備え、消防機関において業務継続計画を策定することが喫緊の課題であることに鑑み、新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定を主な目的として、平成20年6月30日に「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」を設置し、検討を進めております。

新型インフルエンザの発生時には、流行が2ヵ月にわたり、罹患者が3200万人、受診患者1300~2500万人、入院患者200万人、死者64万人に及ぶ可能性があることが示唆されており、消防関係者が感染するおそれがあるとともに、消防業務に関係する他業種の機能が低下や停止することが想定されるということです。そのため、新型インフルエンザ発生時に、消防機関がその業務を維持継続するために、事前に人員配置や資器材確保等について予め業務継続計画を立てておくことは、極めて重要な課題となっております。

今般、当該検討会において、消防機関において業務継続計画を策定するにあたり、取り急ぎ準備・検討しておくべき事項について、別添のとおり「消防機関における新型インフルエンザ対策(中間とりまとめ)」(以下、「中間とりまと

め」という。)として、とりまとめを行いました。

消防庁としては、当該検討会の最終報告を踏まえ、各消防機関に新型インフルエンザ発生時における業務継続計画の策定をお願いする予定ですが、貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）に中間取りまとめを周知するとともに、各消防機関において業務継続計画策定の準備が進められるよう、よろしくご指導願います。

具体的には、

- ① 中間取りまとめ中「1（3）優先業務継続業務選定のポイント」及び「1（3）消防機関における業務の優先度区分」を参考に、実際に新型インフルエンザが発生した際に、優先継続業務に人材・資器材を注力できるよう、新型インフルエンザ発生時の業務の優先付けを行う。
- ② 中間取りまとめ中「1（4）業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項」を参考に、業務継続計画を策定するための検討・準備を行う。
- ③ 中間取りまとめ中「2 新型インフルエンザ感染疑い患者の救急搬送に係る留意点」を参考に、新型インフルエンザ感染疑い患者を搬送する可能性があることを念頭に、感染防止対策とそのために必要な感染防護資器材の準備状況について確認する。

ことについて、よろしくご指導願います。

なお、平成19年度から交付税措置している感染防護資器材の備蓄（予定を含む）に関し、9月補正予算対応後の状況について別途調査を行う予定ですので、あらかじめご承知置き下さい。

本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。